

質疑・回答書

告示番号		件 名	
171		豊中市立第九中学校外1校体育館トイレ等内装改修工事	
No	質疑事項	回 答	
1	A1-11、A3-12両校に現場事務所設置になっていますが、どちらか一校に設置と考えてよろしいでしょうか。	現場事務所設置については実工事状況、施工性、安全性、諸基準に配慮の上、いずれか一校に設置するものとします。	
2	2-A1 本工事は4週8休対象工事ではないと記載されていますが、何を示しているのでしょうか。	本工事は「豊中市4週8休工事実施要領」に記載の対象工事ではないことをお示ししています。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp